

## 路上生活者等自立支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、住居を喪失した生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（以下、「路上生活者等」という）に対して、地域において自立生活が可能となるための支援を実施することを目的とする。

### (対象者)

第2条 本事業の対象者は、下記のいずれかに該当する路上生活者等のうち、本事業による支援が必要であると福祉事務所長が判断し、自立支援参加同意書（第1号様式）を提出した者（以下、「支援対象者」という）とする。

- (1) 現に社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所（以下、「宿泊所」という）に入所している路上生活者等
- (2) 新たに本市による生活保護の支給決定を受け宿泊所に入所した者
- (3) 地域生活に移行した路上生活者等であって、引き続き本市による生活保護の支給を受ける者
- (4) その他、福祉事務所長が本事業による支援を行うことが必要であると認めた者

### (支援内容)

第3条 本事業による支援内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 支援対象者が地域生活に移行するために必要な支援
- (2) 支援対象者が就労を行うにあたって必要な支援
- (3) 支援対象者が安定した地域生活を営むために必要な支援
- (4) その他、福祉事務所長が必要と認める支援

### (通称名の使用)

第4条 本事業の支援中に使用する事業の通称名として「地域生活自立支援事業」、本要綱の通称名として「地域生活自立支援事業実施要綱」を使用する。

### (事業者)

第5条 本事業は、宿泊所における生活、就労支援についての専門性が要求されるため、社会福祉法、特定非営利活動促進法、介護保険法のいずれかに基づく法人格を有した事業者に委託する（以下、「事業者」という）。

### (支援員)

第6条 事業者は、事業を実施するため、支援員を配置する。

- (1) 生活支援員と就労支援員をおく。生活支援員と就労支援員の兼務は認めない。
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を1名以上配置する。

### (支援方法)

第7条

- (1) 事業者は、第3条に定める支援のうち、生活支援を実施するための事務所（以下、「事務所」という）を設置する。生活支援員は、事務所より支援対象者への訪問を行う。また事務所に来所させ、あるいは、関係機関への同行などの方法により実施する。
- (2) 事業者は、第3条に定める支援のうち、就労及び就労する上で必要となる生活に

かかわる支援を行うため、事業者が管理運営する宿泊所のうち、本事業の就労支援を行うための宿泊所を設定し、就労支援の対象となる支援対象者を入所させ、必要な支援を行う。

#### (支援の開始)

第8条 福祉事務所長は、路上生活者等のうち第2条の条件に合致し、同意書を提出した者に対して、あらかじめ支援の期間を定め、本事業による支援を行うこととする。

- 2 福祉事務所長は、本事業による支援の開始を決定した場合には、支援対象者に対して支援開始決定通知書（第2号様式）を送付するとともに、事業者に対して依頼する支援の内容を明示した支援開始連絡書（第2-2号様式）を送付する。
- 3 事業者は、前項の連絡に対して支援開始・不開始報告書（第2-3号様式）により福祉事務所長へ支援の開始を報告する。
- 4 事業者は、第2項による連絡に対して、支援を開始できないやむをえない理由がある場合には、支援開始・不開始報告書にその理由を記し、福祉事務所長に報告する。
- 5 福祉事務所長は、事業者から前項による報告があった場合、支援を開始できない理由がやむをえないものであると認められる場合には、支援開始決定を取り消すこととし、支援対象者に対して支援開始取消決定通知書（第2-4号様式）を送付する。

#### (支援期間)

第9条 本事業による支援期間は、原則6ヶ月以内とする。ただし、継続して支援が必要と福祉事務所長が認め、支援対象者が同意した場合には期間を延長することができることとする。

#### (支援の延長)

第10条 福祉事務所長は、前条の規定により支援対象者の支援期間を延長する場合には、延長期間を定め、支援対象者より自立支援延長同意書（第3号様式）を徴し、支援期間延長決定通知書（第3-2号様式）を支援対象者に送付するとともに、事業者に対して支援期間延長連絡書（第3-3号様式）を送付する。

- 2 福祉事務所長は、前項による延長を決定する場合、あらかじめ事業者の意見を聞くこととする。

#### (支援の終了)

第11条 福祉事務所長は、支援対象者が次に掲げる事項に該当する場合、支援を終了し、支援終了通知書（第4号様式）を支援対象者に送付するとともに、事業者に対して支援終了連絡書（第4-2号様式）を送付する。

- (1) 支援期間が終了し、支援期間の延長の必要がない場合
  - (2) 支援対象者の自立により生活保護が終了する場合
  - (3) 疾病等により支援の継続が困難な場合
  - (4) 支援対象者に対して生活保護法第27条による指導・指示を行うために、本事業による支援を終了させなければならない場合
  - (5) その他、支援を終了するやむを得ない理由がある場合
- 2 福祉事務所長は、前項による終了を決定する場合、あらかじめ事業者の意見を聞くこととする。

(路上生活者等自立支援検討会の設置)

第12条 支援対象者の支援に関する状況の報告、検討を行うため、路上生活者等自立支援検討会(以下、「検討会」という)を設置する。検討会の構成、検討事項等については、福祉事務所長が別に定める。

(業務報告)

第13条 事業者は次に掲げる事項について生活支援、就労支援別に福祉事務所長に報告する。

- (1) 前月分の業務実施内容について、「路上生活者等自立支援事業業務実績報告書」(第5号様式)を作成し、提出する。
- (2) 前月に支援を開始した支援対象者について「アセスメントシート」(第6号様式)、「自立支援計画書」(第7号様式)を作成し、提出する。
- (3) 支援対象者への支援内容について、「支援状況報告書」(第8号様式)を毎月作成し、提出する。

第14条 支援の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、福祉事務所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。